

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 101 条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 95 条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第 101 条の 2 第 1 項及び第 5 項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第 101 条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第 101 条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70 歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第 33 条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第 37 条の 5（更新期間前における免許証等の更新をすることができるやむを得ない理由）、第 37 条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 37 条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第 29 条（免許証等の更新の申請等）、第 29 条の 2（免許証等の更新の申請等）、運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：運転免許課申請の場合 ～ 1 日 警察署申請の場合 ～ 2 1 日
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課又は、警察署の窓口に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：

